# 平成24年度 第1回 瑞穂市まちづくり基本条例 推進委員会



日時:平成24年7月27日(金) 15:00~

場所:穂積庁舎 議員会議室

## 瑞穂市まちづくり基本条例について①

瑞穂市まちづくり基本条例を策定 した背景

- 地方分権
- ・住民ニーズの多様化



まちづくりに関する基本的な考え方、 ルールづくりが必要

まちづくりの基本理念

## 瑞穂市まちづくり基本条例について②

### まちづくりとは・・・

「市民生活に係る様々な分野において、 わたしたちの暮らす地域等をより良いも のとするための取り組み」

~瑞穂市まちづくり基本条例第2条より~

〈ハード面〉道路、建物等の整備 〈ソフト面〉選挙の投票、ボランティア 活動、自治会活動への参加等

## 瑞穂市まちづくり基本条例について③

| 市民    | <ul><li>まちづくりへの参画</li><li>地域との調和を図り、安心して住めるまちづくりに寄与する</li><li>自治組織などでの地域活動 等</li></ul> |
|-------|--|
| 議会    | ・開かれた議会運営<br>・広く市民から意見を求める 等   |
| 市長(市) | <ul><li>市政運営の方針の明確化及び達成状況の公表</li><li>公正かつ誠実な執行及び運営</li><li>市民参画の機会の保障 等</li></ul>      |

## それぞれの役割を明確化

「協働」によるまちづくりを推進

## 瑞穂市まちづくり基本条例推進委員会 について

#### 当委員会の活動について

- 第21条 まちづくり基本条例推進委員会(以下「推進委員会」という。)は、市長の諮問に応じ、協働によるまちづくりの推進に関する 重要事項について審議し、市長に答申するものとします。
- 2 市長は、この条例の見直しに当たっては、推進委員会に諮問するものとします。
- 3 推進委員会は、市長から諮問される事項のほか、協働のまち づくりの取り組みについて審議及び評価を行い、 直しが必要な場合においては、市長に提案するものとします。
- 4 前3項に規定するもののほか、推進委員会の組織及び運営に関し 必要な事項は、別に定めます。

## 市の取組みについて①

①基本条例の周知活動 条例パンフレットの更新、広報

②各課における条例に関する取組み

## 市の取組みについて②

#### パンフレットの更新

#### <更新内容>

- ・ 市民向けのもの
- 市民のまちづくりのきっかけになるもの
- 市の取組み内容が分かるもの

## 市の取組みについて③

各課における条例に関する取組み

各業務において、

- 市民参画、市民協働
- 情報公開、情報提供、説明

をどのように実践するか

# 平成24年度 第1回 瑞穂市まちづくり基本条例 推進委員会



日時:平成24年7月27日(金) 15:00~

場所:穂積庁舎 議員会議室